

「高齢者の交通安全の日」実施要領

1 目的

高齢者が関係する交通事故防止を図るために、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者以外の世代において、高齢者の特性に関する理解を深め、高齢者に対する保護意識の醸成を図ることが必要である。

このため、高齢者の交通事故防止に取り組む日を設け、県、警察、市町、関係機関・団体、県民等が一体となって、意識の醸成を図る取組を展開し、高齢者の交通事故防止に取り組む。

2 実施日

毎月 10 日

3 主催

広島県交通対策協議会

4 名称

「高齢者の交通安全の日」とする。

5 実施事項

機 関 別	実 施 事 項
県 市 区 町	<ul style="list-style-type: none">・広報紙、広報車、ホームページ等を活用した広報啓発活動・関係機関・団体等と連携した交通安全教育の推進・自主的な交通安全活動の支援
警察	<ul style="list-style-type: none">・街頭活動を通じた運転者、歩行者への交通安全指導・高齢運転者ドック等、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進・運転免許証の自主返納制度等の周知
県・市町教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・朝礼、ホームルーム活動等の場を活用した広報啓発活動・高齢者に対する思いやりや見守りについての指導
道路管理者	<ul style="list-style-type: none">・道路パトロールによる危険箇所の点検、交通安全施設等の点検整備・道路情報板等を活用した広報啓発活動
交通安全関係団体	<ul style="list-style-type: none">・所属会員等への広報啓発活動・各種イベント等の機会を捉えた広報啓発活動
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none">・夜間等における反射材用品、ライト等の携行促進・高齢者に対する思いやりのある運転の促進
事業者	<ul style="list-style-type: none">・朝礼、広報誌等を活用した従業員等への広報啓発活動・高齢歩行者・運転者に対する思いやり運転の実践
高齢者関係団体	<ul style="list-style-type: none">・高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進・機関誌等による交通安全情報の提供
運転者	<ul style="list-style-type: none">・高齢歩行者・運転者に対する思いやりのある運転の実践・高齢者自身の身体機能の変化に対する認識と安全行動の促進・高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の励行

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から実施する。